第四十九条の二十三の三　非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六一〇MHzから一、六一八・七五MHzまでの周波数の電波を送信し、二、四八三・五MHzから二、五〇〇MHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一　複信方式の無線設備

イ　一般的条件

(1)　携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

(2)　携帯移動地球局が使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

ロ　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、それぞれ次の表に定めるとおりであること。

周波数帯	測定帯域幅	等価等方輻射電力（一ワットを〇デシベルとする。）
一〇〇kHzを超え三〇MHz以下	一〇キロヘルツ	（一）八七デシベル以下
三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	一〇〇キロヘルツ	（一）八七デシベル以下
一、〇〇〇MHzを超え一二、七五〇MHz以下	一〇〇キロヘルツ	（一）七七デシベル以下

ハ　送信又は受信する電波の偏波は、左旋円偏波又は直線偏波であること。

二　単向通信方式の無線設備

イ　周波数はあらかじめ設定されたものであり、位置情報によつて適切に選択されるものであること。

ロ　前号ロ及びハの条件を満たすものであること。

［新設］

第四十九条の二十三の四　対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、二九・五GHzから三〇GHzまでの周波数の電波を送信し、一九・七GHzから二〇・二GHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合は直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

［新設］